



2022 年の 知的財産 10 大 이슈ー 及び 2023 年の見通し



キム・ヒョクジュン

韓国知識財産研究院経済産業研究室
研究委員・工学博士

イム・ヒョジョン

韓国知識財産研究院経済産業研究室
研究委員・工学博士

本仮訳は、韓国知識財産研究院が発表した「2022年の知的財産10大 이슈及び2022年の見通し」をジェトロが仮訳し、同院の許諾を得て公表するものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(https://www.kiip.re.kr/board/data/view.do?bd_gb=data&bd_cd=5&bd_item=0&po_item_gb=4&po_item_cd=&po_no=12704)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

CONTENTS



I. イシュー選定背景及び課程	3
II. 2022年の知的財産10大イシュー	6
III. 2023年の見通し	12

要約



■作成者

キム・ヒョクジュン 韓国知識財産研究院経済産業研究室、研究委員・工学博士
イム・ヒョジョン 韓国知識財産研究院経済産業研究室、研究委員・工学博士

■技術覇権時代において知的財産が国の産業競争力の核心要素として浮上したことに伴い、経済・産業発展に効果的に寄与する知的財産政策・制度の設計のために主な知的財産イシューを検討する必要性が増加

■上述した背景から、本報告書では、一般人と専門家に対してアンケートを実施し、その結果に基づいて2022年に話題となった知的財産10大イシューを選定・整理し、2023年に浮上する知的財産イシューを見通す。

※本報告書の内容は、筆者の個人的見解であり、韓国知識財産研究院の公式見解ではありません。

I

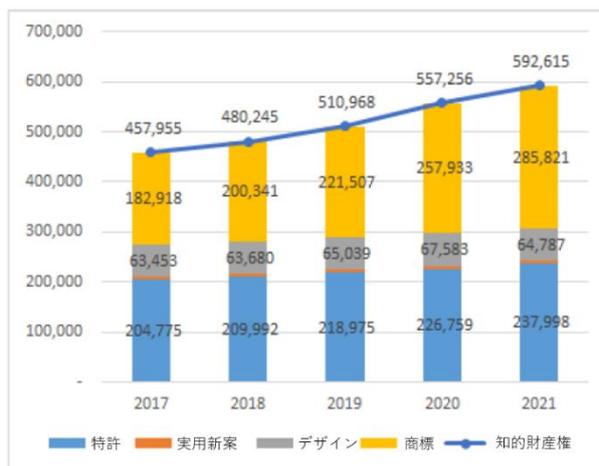
イシュー選定背景 及び課程

1 イシュー選定背景及び必要性

➤ 新型コロナウイルス感染症終息の期待、未来に向けて準備している韓国

- 新型コロナウイルス感染症パンデミックの困難な状況にも関わらず、韓国企業は、未来新成長動力発掘の一環として、特許・実用新案・デザイン・商標等、知的財産の出願及び登録を拡大・強化

【図1】最近5年間の知的財産権出願件数



【図2】最近5年間の知的財産権登録件数



- 特に2022年は、韓国政府の知的財産政策方向が発表され（2022年8月18日）、この政策方向を中心に知的財産 이슈が形成・議論された一年と評価

➤ 2023年の力強い跳躍を期待して

- 新型コロナウイルス感染症パンデミック期間中に知的財産権を蓄積したにも関わらず、2023年の韓国経済見通しは明るくない状況

【表1】主な機関の2023年韓国経済見通し

機関	2023年成長率見通し	主な見通し
現代経済研究院	2.2%	新型コロナウイルス感染症による社会的距離確保政策の緩和、インフレ安定化、政府の成長寄与度縮小
韓国銀行	2.1%	米国1%、中国3%成長率等の外的要因による輸出減速及び投資回復の遅れ
韓国開発研究院	1.8%	米国金利上げとドルの強勢影響で世界経済の減速懸念が強まり、中国の景気までも停滞し、半導体等の韓国輸出に打撃
韓国金融研究院	1.7%	引き続き緊縮的な金融・財政政策を実施し、感染症危機からの日常回復による景気回復のモメンタムも弱まり、成長率は低下すると予想

- 2022年に話題となった知的財産10大イシューを選定して整理し、2023年に浮上する知的財産イシューを見通すことにより、経済・産業発展に貢献する知的財産制度の方向性を設定する上で役立つことを期待

2	イシュー選定課程
---	----------

- 2022年知的財産10大イシュー候補群（20）及び2023年に予想されるイシュー候補群（10）を導出
 - ◇ 【韓国政策動向】韓国特許庁、国家知識財産委員会等、政府機関の資料（20）
 - ◇ 【海外政策動向】韓国知識財産研究院の知的財産動向ニュース（5）
 - ◇ 【プレスリリース】マスコミの知的財産イシュー関連ニュース（5）
- 2022年及び2023年イシュー候補について一般人及び専門家を対象にアンケートを実施
 - ◇ 【期間】2022年12月12日～2022年12月23日（2週間）
 - ◇ 【対象】韓国知識財産研究院ウェブサイト会員9,800人の一般人及び専門家
 - ◇ 【方式】メールによるオンラインアンケート応答（候補イシューについて各応答者が重要度を5点尺度で評価し、候補イシュー別に100点満点で換算）
 - ◇ 【応答者】277人（産業界70人、学界50人、法曹界61人、公共分野79人、その他17人）
- 応答者が重要だと思う程度を点数に換算（100点満点）し、上位イシューを「2022年の知的財産10大イシュー及び2023年の予想イシュー」として確定

【表2】2022年知的財産10大イシュー及び2023年予想イシュー

区分	イシュー内容	算出点数（100点満点）
2022年知的財産 10大イシュー	半導体特許優先審査を実施	77.65
	メタバース市場の成長に伴い、関連特許の出願が大幅に増加	76.09
	人工知能の発明者性を否定	75.31
	経済安全保障時代の技術の流出防止策を作成	74.60
	パブリシティー権の保護に向けた「不正競争防止法」改正案を施行	74.46
	中国で韓国企業の商標における無断先取りが最近5年間で1万件	73.90
	新産業分野をリードする技術・知的財産融合人材の育成を推進	73.77
	半導体専門特許審査官の採用を開始	73.16
	「仮想商品の認定範囲及び類否判断に関する指針」を施行	72.59
	知的財産金融が6兆ウォンを突破	72.57
2023年 予想イシュー	半導体、バッテリー、バイオ分野の特許審査専門性を強化	80.07
	メタバース環境における画像デザインを保護	79.93
	知的財産侵害に対する懲罰的損害賠償制度の実効性	79.19
	NFT普及に伴い、知的財産権侵害に関する規定を整備	77.16

II

2022 年知的財産 10 大イシュー

1 半導体特許優先審査を実施

- 2022年8月24日、韓国特許庁は国家安全保障資産であり、韓国経済の根幹である半導体産業の国全体的な支援に歩調を合わせ、半導体産業の核心特許の確保に総力を挙げることを発表
- 半導体等を中心とした技術覇権競争の中で、各国は核心特許を確保するために力を尽くして取り組んでいる状況（※）
※半導体分野の韓国内特許出願（件）：（2019年）39,059→（2020年）39,913→（2021年）41,636（年平均3.2%増加）
- そこで、韓国特許庁は、①半導体特許の迅速な審査、②核心発明者の人材管理支援、③核心技術の特許ビッグデータの分析等、積極行政を通じて韓国が半導体の超格差を維持するのに力添えをする計画
 - ◇ 特許法施行令を改正して（※）半導体等の先端技術関連特許出願を優先審査対象に追加する計画であり、現在12.7カ月がかかる半導体分野の特許審査が今後2.5カ月（※※）に大幅に短縮される見通し
※2022年11月1日特許法・実用新案法施行令を改正・施行
※※（平均審査着手期間）半導体分野12.7カ月／優先審査平均2.5カ月（2021年基準）
 - ◇ 半導体特許の発明者情報で分野別の核心人材や発明者の平均年齢の変化等を分析し、今後、人材育成が優先的に必要な分野を提示し、核心技術分野の退職研究人材を特許審査に活用することで海外への転職による技術流出を防止し、正確な審査サービスも提供すると予想
 - ◇ 韓国と競争するグローバル半導体企業の特許ビッグデータを分析して韓国が先取りすべき研究開発（R&D）分野が提示される見通し

2 メタバース市場の成長に伴い、関連特許の出願が大幅に増加

- 2022年4月4日、韓国特許庁は最近メタバース（拡張仮想世界）市場の成長に伴って非代替性トークン（NFT）及び関連コンテンツ等の特許出願が大幅に増加していると発表
- メタバース関連特許は最近10年間（2012年～2021年）年平均24%増加し、特に2021年には1,828件が出願され、前年比約2倍増加
 - ◇ デジタル資産の管理、認証、セキュリティ等に向けたNFT関連特許は2017年から本格的に出願が始まり、最近5年間（2017年～2021年）年平均143%増加し、2021年には前年比5.3倍以上急増
 - ◇ 学習、ショッピング、健康、ゲーム等のメタバースコンテンツ関連出願は最近5年間（2017年～2021年）年平均37%の増加率を示し、2021年には前年比2.8倍以上急増

- メタバース市場の成長について、世界の主流文化に成長したポピュラー音楽、ゲーム等の K コンテンツがメタバースに拡張したことでデジタル資産化の悩みが知的財産出願につながったものと判断

3	人工知能の発明者性を否定
----------	---------------------

- 2022年7月5日、欧州特許庁（EPO）法律審判合議体（Legal Board of Appeal）は、特許出願において人工知能（AI）は発明者として指定されないと判断した J8/20 事件の決定を書面で発表
- EPO は、人工知能を発明者と指定した特許出願について、「発明者」の要件を満たしていないと判断して登録拒絶し、EPO 法律審判合議体は、特許出願人が当該決定について EPO 法律審判合議体に条文の解釈を求めたのに対して登録拒絶決定したことは適法であると確認
- 2022年8月5日、米国連邦巡回区控訴裁判所（Court of Appeals for the Federal Circuit, CAFC）は、Stephan Thaler 博士が米国特許商標庁（USPTO）を相手に提起した訴訟（Thaler v. Vidal, Case: 21-2347）の控訴審で、人工知能（AI）は特許の発明者になれないと判決
- USPTO は、「米国特許法（AIA）上、発明者は自然人（a natural person）であるため、AI は発明の主体になれない」と特許出願の拒絶決定は正当であると確認
- 2022年9月28日、韓国特許庁は、「自然人でない人工知能（AI）を発明者とした特許出願は許されない」との理由で、人工知能（AI）が発明したと主張する特許出願について無効処分したと発表

4	経済安全保障時代の技術の流出防止策を作成
----------	-----------------------------

- 2022年8月19日、韓国政府は対外経済長官会議で「不正競争防止及び営業秘密保護の施行計画」を議決
- 韓国特許庁は、最重要技術情報である営業秘密を保護するための総合対策として、関連政府機関と共に①事前予防、②流出時の対応体系の構築、③保護基盤作りの3大戦略、9つの課題を策定

【表3】 営業秘密保護総合対策の主な内容

3大戦略	9つの課題
営業秘密の流出を防止するために 事前予防を強化	①技術流出に弱い大企業の協力会社と大学・研究所に対して営業秘密保護体系を集中的に支援 ②営業秘密保護に対する意識向上等、エコシステムを構築 ③海外現地で韓国企業向けの法律支援を拡大
営業秘密の流出に対する 全方位的な対応能力を向上	④迅速かつ効率的な営業秘密流出の捜査体系を構築 ⑤技術流出に脆弱な中小企業の紛争対応を支援 ⑥効果的な営業秘密紛争の解決に向けて制度の先進化を推進
新しい環境への変化に対応して	⑦核心研究人材の海外転職を防止するための支援を強化

営業秘密保護基盤を構築

⑧営業秘密の海外流出を防止するための基盤を構築

⑨デジタルトランスフォーメーションの加速化に伴う営業秘密保護策を作成

- 韓国政府は、データの不正な使用、有名人の肖像等の無断使用行為を不正競争行為として規律する改正法の施行を受けて、行政調査マニュアルの改定や国民向けガイドラインの制作・配布等、制度を定着させるための後続措置を推進

5 パブリシティ権の保護に向けた「不正競争防止法」改正案を施行

- 2022年6月8日、韓国特許庁は、有名人の肖像や氏名をパブリシティ権として保護し、これに違反した場合は巨額を賠償する「不正競争防止法」改正案の施行を発表
- 新しい「不正競争防止法」改正案は、BTS、イカゲーム、パラサイト等、Kコンテンツが世界的に人気を得ている中、エンターテインメント業界従事者の投資と努力の結果である有名人の氏名、肖像等も保護しなければならないという趣旨から設けられた規定
- 韓国では初めて明文化されたパブリシティ権保護規定
 - ◇ パブリシティ権侵害とは、有名人の氏名・肖像・音声等、人に広く認識されており、経済的価値を持つ標識を不正な方法で、自分の利益のために無断使用して他人の経済的権利に違反した行為を意味
 - ◇ 無断使用で経済的被害が発生する場合、被害者は損害賠償及び不正競争行為の禁止等を請求することができ、韓国特許庁に行政調査を申請して韓国特許庁による是正勧告及び公表も可能

6 中国で韓国企業の商標における無断先取りが最近5年間で1万件

- 中国で外国人等による出願・登録された韓国企業のKブランド商標における無断先取り件数が、2021年、2,922件に到達
- 中国で韓国企業のKブランド商標における無断先取り件数は、2017年977件から2018年1,666件、2019年1,486件、2020年3,457件に増加したが、2021年は微減
- 特に、2022年上半期だけで1,436件の被害が発生

【表4】中国による商標無断先取被害関連状況及び支援実績（単位：件）

区分	2018	2019	2020	2021	2022年6月	合計
被害件数	1,666	1,486	3,457	2,922	1,436	10,967
被害企業	574	840	2,753	2,778	—	
商標無断先取紛争対応支援	38	32	43	65	60	238

出所：パク・ヨンスン議員室の2022年国政監査プレスリリース

- 韓国企業の海外知的財産紛争の 63.4%が中国で発生し、そのうち商標ブランド侵害が 65%
- しかし、このような商標無断先取紛争対応に関する韓国政府の支援件数は、2018 年 38 件、2019 年 32 件、2020 年 43 件、2021 年 65 件と多くないことが判明

7	新産業分野をリードする技術・知的財産融合人材の育成を推進
----------	-------------------------------------

- 韓国特許庁は、教育部「部処協業型人材育成事業」の一環（※）として、技術の専門性と知的財産能力を兼ね備えた未来人材の育成のために、「新産業分野の知的財産融合人材育成事業」を推進
 - ※教育部部処協業型人材育成（7 部処、14 分野）のうち、知的財産分野
- 【募集】2022 年 3 月 14 日～4 月 22 日 【開始】2022 年 9 月 22 日
- 【選定】大学 32 校の 50 の学科
- 【内容】選定された学科は 3 年間（2022 年 3 月～2025 年 2 月）で合計 177 億ウォンの予算の支援を受け、知的財産講座の開設、産業分野別標準教育課程及び教材開発・普及、専門講師人材支援の提供、教授教育等を推進
 - ◇ 大学のリードで融合人材が育成できるように知的財産講座の開設、産業分野別標準教育課程及び教材開発・普及、専門講師人材支援の提供、教授教育等、多様に支援
 - ◇ 未来の新産業分野に進出する予備 R&D 人材を、知的財産能力を兼ね備えた融合人材に育成

8	半導体専門特許審査官の採用を開始
----------	-------------------------

- 韓国特許庁は、最近、技術覇権の確保のために激しく競争している半導体・ディスプレイ分野に対する支援に向けて、任期制の専門特許審査官の公開採用を実施（書類受付 12 月 1 日～12 月 7 日）
- これは、現場の経験が豊かな半導体・ディスプレイ分野の技術専門家を任期制の専門特許審査官として採用して迅速かつ正確な審査サービスを提供し、専門人材が海外に流出されることを防ぐためのもの
- 任期制の専門特許審査官は、現場の技術専門性に基づいて採用される、5 級に相当する国家公務員であり、公務員一般職とは異なって定年がなく（※）、民間での経歴も認められて新規採用の公務員一般職 5 級より報酬が高いという特徴有り
 - ※最初の 2 年勤務後、年齢制限なく最大 10 年まで延長可能
- 採用人数は合計 30 人であり、特許出願量等を考慮して①半導体設計・素子分野、②露光・蒸着分野、③蝕刻・洗浄・基板分野、④組立・検査・パッケージング分野、⑤素材分野、⑥ディスプレイ特化技術分野の 6 の細部分野に区分して採用

- 2022年7月13日、韓国特許庁は、メタバースで仮想商品の取引が活性化し、関連商標の出願が増加していることを受け、「仮想商品の認定範囲及び類否判断に関する指針」を立て、7月14日から施行すると発表
- 仮想商品出願時の商標名称の選択の範囲を拡大
 - ◇ 従来は「ダウンロードできる画像ファイル（仮想衣類等）」、「仮想衣類が記録されているコンピュータープログラム（仮想商品）」等の形態のみ商品名称として認められたが、今後はメタバースで仮想商品を出願する際に「仮想衣類」、「仮想履物」等の「仮想+現実商品」の形になっている名称も認め、商品名称の選択の範囲を拡大
- 仮想商品を画像ファイル等とは区別される別の商品群に分類
 - ◇ 仮想商品を画像ファイル又はコンピュータープログラムと類似した商品に分類していたことを、画像ファイル等とは区別される別の商品群に分類し、仮想商品も現実商品の性質を反映して細部的に区分
- 仮想商品と現実商品は原則として互いに類似していない商品とみなして審査

- 知的財産金融の残高が史上初めて6兆ウォン（6兆90億ウォン）を突破し、2021年の新規供給は2兆5,041億ウォンと前年（2兆640億ウォン）比21.3%増加
- 知的財産金融残高6兆90億ウォンのうち、知的財産投資は8,628億ウォン、知的財産担保貸付は1兆9,315億ウォン、知的財産保証は3兆2,147億ウォン
- 2021年の新規供給2兆5,041億ウォンのうち、知的財産投資は6,088億ウォン、知的財産担保貸付は1兆508億ウォン、知的財産保証は8,445億ウォン
- 分野別の知的財産金融の増加理由
 - 【知的財産投資】 ファンド・オブ・ファンズへの出資による知的財産投資基金の設置を拡大する一方、ベンチャー企業の資本等との協力を強化して優秀特許保有企業への投資を活性化
 - 【知的財産担保貸付】 知的財産担保貸付の金利は2~3%前後がほとんどで、平均4~5%台の信用貸付金利より低く、貸付の金額も信用貸付に比べて引き上げられ（3億ウォン以上引き上げられた場合が52.1%）、企業の負担を軽減し、事業運営資金を追加で確保することにも貢献
 - 【知的財産保証】 一般保証又は知的財産担保貸付を利用しにくい創業初期の企業が活用



2023 年見通し

1 半導体、バッテリー、バイオ分野の特許審査専門性を強化¹

- 韓国特許庁は、国政課題（半導体・バッテリー等、未来戦略産業の超格差確保）の早期達成を支援するため、10月に特許優先審査対象と指定される半導体に続き、バッテリー・ディスプレイ関連特許出願も審査期間を大幅に短縮できるように優先審査対象に含む特許法施行令を改正する計画
- 2022年末まで関連産業界の意見収集をはじめ、特許出願の推移、審査員増員の時期等を考慮して2023年初旬に立法予告をし、その後法制処での審査と国務会議を経て、2023年上半期中に改正された施行令を公布・施行する計画
- 半導体を優先審査対象に含めたように、電気自動車等に使われる二次電池関連技術と透明・フレキシブルディスプレイ分野も、超格差未来産業分野の競争力を強化するために優先審査対象に含む必要性が増大
- 半導体、バッテリー、ディスプレイ優先審査により、現在12.7カ月かかる特許審査期間は2.5カ月と短縮される見通し
- 2023年下半期には、未来戦略産業分野として挙げられるバイオをはじめ、先端ロボットと宇宙・航空産業等へと優先審査対象を拡大する方策を推進

2 メタバース環境における画像デザインを保護

- 2023年は、画像デザイン（※）保護のためのデザイン保護法が施行（2021年9月24日）されてから約1年半を経過する時期であり、仮想現実（VR）や拡張現実（AR）におけるデザインに係る知的財産紛争が発生する見通し
※グラフィカルユーザインタフェース（GUI）、アイコン、グラフィックイメージ等、視覚を通じて認識される模様・色彩及びこれらを結合したもの
- 現行デザイン保護法は、画像デザインそのものの保護はもちろん、画像デザインのオンライン転送を使用（実施）する行為として規定、オフラインでしか認められなかったデザインの使用概念をオンラインに拡大
 - ◇ 仮想キーボード、手首に表示されるスマートブレスレット、知能型自動車ヘッドライト等もデザインとして登録されて保護
- メタバース（※）が活発なコミュニケーションと経済活動の場となり、デザイン保護法上保護対象である画像デザインを侵害する可能性が高く、それによる紛争も多発すると予想
※メタバースの種類としては、現実空間に2D又は3D仮想物体を重ね合わせて表示する拡張現実（AR）、ものと人の日常経験及び情報を保存・記録するライフログ（Lifelogging）、グーグルアースのように

¹ 出所：<https://www.sedaily.com/NewsView/26B3IEA5J8>

現実世界を充実に反映して拡大された情報を提供するミラーワールド (Mirror Worlds)、アバターを通じて現実世界での経済的・社会的活動と類似する活動をする仮想世界 (Virtual Worlds) が存在

3 知的財産侵害に対する懲罰的損害賠償制度の実効性

- 韓国政府は、知的財産権の重要性は増加しているものの、これまで知的財産権侵害や技術流出に対する被害補償が適切ではなかったという批判に対応して、特許・営業秘密・デザイン・商標侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入
 - 2019年7月9日、特許権又は営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償（3倍）制度を施行
 - 2020年10月20日、意図的な商標・デザイン侵害に対する懲罰的損害賠償（3倍）制度を施行
- 施行4年目を迎える2023年には、懲罰的損害賠償制度の実効性向上に向けた議論が本格化する見通し
 - 制度導入前は、韓国の知的財産侵害に対する損害賠償の基準が低い状況で、その基準に合わせた3倍の懲罰的損害賠償の実効性について大きな懸念有り
 - 制度施行4年目を迎える2023年には、懲罰的損害賠償制度導入の前後を比較し、その効果を検討する必要有り

4 NFT普及に伴い、知的財産権侵害に関する規定を整備

- 国内外でNFT (Non-Fungible Token) の活用が普及し、それによる紛争が多発
 - 2021年、世界におけるNFT取引額は、2020年8,200万ドルから215倍成長した176億ドル（約21兆6,000億ウォン）を達成し、世界の投資家がNFTの投資で得られた利益は合計54億ドル（6兆6,000億ウォン）であり、470以上の仮想通貨ウォレットがNFT投資を通じて100万ドル以上の利益を上げたと分析（出所：NonFungible.com）
 - NFT発行に関連し、著作権や商標権、デザイン権侵害訴訟が多発
 - ◇ 中国のNFT取引プラットフォームユーザーが芸術作品の創作者の許可なく芸術作品を盗用してNFTを発行
 - ◇ メイソン・ロスチャイルドという作家がエルメスの「メタバーキン (MetaBirkin)」のNFTコレクションを販売
 - ◇ オンラインリセールプラットフォームのストック エックス (StockX) が許可なくナイキのスニーカーの画像をNFTに製作して販売

- 2023年にはNFT取引活性化のための議論や著作権・商標権・デザイン権・パブリシティー権の紛争、不正競争行為、プラットフォーム提供者の責任等に関する議論が並行して活発に行われる見通し
 - 「NFT活性化を通じたデジタル資産市場の育成」（2022年1月19日）を大統領選挙の公約として発表、「NFT取引の際に注意すべき著作権案内書」を発行（2022年6月14日）、「知的財産権観点からのNFT活用方策」を策定（2022年8月）、「NFT生成・取引過程における知的財産関連違法行為事例集」を発行（2022年12月）
 - 2023年には、非証券型デジタル資産の規制に向けて「デジタル資産基本法」を制定し、NFT等のデジタル資産の発行、上場、主な行為の規制等、消費者の保護及び取引の安定性を向上する方策が立てられる見通し